

## 路上喫煙の防止に向けた取組について

現在、「明石市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」に基づき、たばこの吸い殻の投げ捨て行為を防止することを目的に、市内主要駅付近の路上喫煙者に対して声掛け等を実施していますが、公共の場所での「望まない受動喫煙」から市民の健康を守り、歩きたばこによる子どもへの火傷による被害などを防止することを目的に、路上喫煙の防止に向けた新たな取り組みについて報告します。

### 1 取組の概要

人が多く集まるエリアなど、喫煙による被害が想定される区域を路上喫煙禁止地区として指定し、この区域内での喫煙に規制を設けることを検討しており、令和9年4月の取組開始に向け、例規・制度整備等の準備を進めています。

### 2 審議会の設置について

今後の取組の方向性について市民の理解を得るため、学識経験者、弁護士、医師、たばこ業関係者、市民団体等に加え、広く市民の意見を反映させるため、市民委員2名を加えた8名程度で構成する条例制定審議会を設置し、検討を進めます。

### 3 スケジュール

令和8年3月	生活文化常任委員会報告（取組概要とスケジュール）
5～7月	条例制定審議会を開催（計3回）・ワークショップを開催
9月	生活文化常任委員会報告（条例素案、審議会答申結果）
令和8年10月	条例素案に対するパブリックコメントの実施
令和8年12月	生活文化常任委員会報告（パブリックコメント結果、条例案）
令和9年3月	条例議案の提出
4月	新規条例施行

#### 【参考】近隣他都市の状況

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 対象自治体   | 県内28市、及び近隣府県(滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、岡山)15市<br>内訳：政令市5市、中核市14市、一般市24市 計43市 |
| (2) 条例制定状況  | 路上喫煙禁止条項等を含む条例の制定市 23市   |
| (3) 過料等徴収状況 | 過料徴収等実施自治体 11市   |